平成２４年（フ）第６号
名古屋市北区成願寺１丁目４―11、住民票上の住所三重県志摩郡阿児町神明484番地５
破産者　猪子　春江
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４７号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目10番15号　サンシャイン甲南301号
破産者　山内純一路
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―1501号
破産者　原田　　誠
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１０号
神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５　ウエストコート11番街613号
破産者　岸本　靖之
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８８号
大分県臼杵市大字井村2093番地の６
破産者　小玉　信子
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５４号
大分市富士見が丘西３丁目17番９号
破産者　江藤　浩一
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
大分市南津留19番３号　セジュールいけべ201
破産者　上野　忠道
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２６号
北海道上川郡当麻町５条西４丁目６番35号
破産者　加藤　喜一
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
北海道上川郡美瑛町南町３丁目２番18号
破産者　神田　浩司
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
北海道旭川市住吉６条１丁目10番22号　ハピネスハイツ206
破産者　松井佳永子（旧姓木村）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
秋田県横手市平城町６番10号
破産者　東海林　勉
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第８８号
京都市北区鷹峯南鷹峯町15番地の４
破産者　粟田　欣秀
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地７棟1003号
破産者　中川　春樹
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
熊本県八代市古閑中町2296番地
破産者　深田　達也
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第６０号
沖縄県宜野湾市嘉数４丁目５番６号
破産者　名城　泰夫
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１０３４号
札幌市白石区北郷４条11丁目11番１号　クレストール北都103号
破産者　大岡　政昭
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４２号
札幌市白石区南郷通８丁目南３番１―305号
破産者　古田真由美（旧姓野替）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６２号
札幌市手稲区曙７条３丁目１番10号
破産者　松坂ユミ子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６８号
札幌市西区発寒５条４丁目１番20号
破産者　神永　美子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７３号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡３丁目21―１松本方、住民票上の住所札幌市西区西野４条５丁目10番５号
破産者　熊井　幾子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８４号
札幌市北区麻生町４丁目８番23―203号
破産者　伊藤　　克（旧姓椎原）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８６号
札幌市東区北９条東３丁目１番１―203号
破産者　村上　聖子（旧姓沓掛）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部